

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成22年法律第164号）」を「（昭和22年法律第164号）」に、「必要な」を「必要」に改める。

第2条第1号中「した施設」の次に「その他市長が認める場所」を加える。

第8条中「市内に居住する概ね」を「おおむね」に改める。

別表一般型の部中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 つどいの広場「太陽の丘」	鹿屋市今坂町12440番地6 (旧鹿屋市児童センター内)
----------------	---------------------------------

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。